

育児・介護雇用安定等助成金の再編について

平成23年9月から、職業生活と家庭生活の両立支援に対する標記助成金の制度については、以下のとおりとなります。

～平成23年8月

<支給機関>

中小企業子育て支援助成金: 都道府県労働局
事業所内保育施設設置・運営等助成金: 都道府県労働局
両立支援レベルアップ助成金: (財)21世紀職業財団

事業所内保育施設設置・運営等助成金

両立支援レベルアップ助成金
(子育て期の短時間勤務支援コース)

両立支援レベルアップ助成金
(代替要員確保コース)

両立支援レベルアップ助成金
(休業中能力アップコース)

中小企業子育て支援助成金

両立支援レベルアップ助成金
(育児・介護費用等補助コース)

両立支援レベルアップ助成金
(職場風土改革コース)

300人以下
の事業主
に特化

100人以下
を対象

廃止

廃止

平成23年9月～

両立支援助成金

支給機関: 都道府県労働局

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

子育て期短時間勤務支援助成金

中小企業両立支援助成金

支給機関: 都道府県労働局

代替要員確保コース

休業中能力アップコース

中小企業子育て支援助成金
(平成24年12月申請まで)

継続就業支援コース(新設)

育児・介護費用等補助コース(経過措置)
(平成23年度のみ支給)

その他の両立支援環境整備のための事業により対応